

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年3月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ナフコ野洲店 野洲市小篠原地内ほか

2 意見の概要 野洲市からの意見

出店予定地に近い地域にある市立野洲中学校からは、店舗出入り口への警備員の配置等を要望されています。入退場を円滑化して交通渋滞の防止を図るとともに、通勤通学者、利用客および通行人等の安全確保に配慮いただくことが、生活環境の保持につながるためです。

その他、開発に当たって関係課から付された個別の要件には、各課との協議および各法令等を遵守し、適切に対応いただきますよう、念のため申し添えます。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 令和4年3月4日から令和4年4月4日まで